

## 野州市

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ



## 低所得者世帯支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯支援給付金)のご案内について

- この給付金は、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯を支援するために給付するものです。
- 給付金を受給するには、確認や手続きが必要です。

**給付金の支給額** 1世帯あたり**10万円**

### 給付金の支給対象世帯と手続き

#### 支給対象となる世帯(①～③のすべてに該当する世帯)

- 令和5年1月1日現在で日本国内に住民票がある人
- 令和5年12月1日(基準日)時点で野州市に住民票がある人で、令和5年度分の住民税均等割のみが課税されている世帯  
(※ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯及び租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯を除きます。)
- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(追加支給分)(1世帯あたり7万円)の支給対象とならない世帯

#### ◎手続き

野州市から

低所得者世帯支援給付金(住民税均等割のみ  
課税世帯支援給付金)支給要件**確認書**

が届いた世帯

野州市から

低所得者世帯支援給付金(住民税均等割のみ  
課税世帯支援給付金)**申請書**

が届いた世帯

#### 受給のための**手続きが必要です。**

- 『確認書』に必要事項を記入して(口座情報を記入した場合(※)はその裏面に①口座確認書類の写しおよび、②本人確認書類の写しを貼付し)、下記の提出期限までに野州市社会福祉課までご提出ください。

※振込先口座を変更する場合や口座情報の記載がない(口座番号欄が空欄)場合は上記①、②の添付が必要です。

- 給付金の支給時期…市が確認書を受理した週から、おおむね2週間後の金曜日

#### 受給のための**手続きが必要です。**

- 『申請書』に必要事項を記入して、①世帯全員分の令和5年度住民税課税(または非課税)証明書(※)、②口座確認書類の写し、③本人確認書類の写しの計3点の提出書類を添付し、下記の提出期限までに野州市社会福祉課までご提出ください。

※平成17年1月2日以降に出生した人の提出は不要です。  
なお、世帯内に住民税所得割課税者がいる場合、申請しても給付金は支給されません。

- 給付金の支給時期…市が申請書を受理した日から、おおむね1か月後

《提出期限:令和6年8月31日(土)(消印有効)》

#### 口座確認書類および本人確認書類について

- 口座確認書類**…通帳またはキャッシュカードの写し
- 本人確認書類**…運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し

### 低所得者世帯支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯支援給付金)等の「振込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

#### お問い合わせ

- 野州市社会福祉課 低所得者世帯支援給付金窓口

TEL. 077-588-1712 FAX. 077-586-2177

受付時間 平日 9:00~17:00